

議第 8 1 号

呉市手数料条例の一部を改正する条例の制定について  
 呉市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

呉市手数料条例の一部を改正する条例

呉市手数料条例（平成 1 2 年呉市条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改正前			改正後		
別表第 6（第 2 条関係） 建築関係			別表第 6（第 2 条関係） 建築関係		
手数料を徴収する事務	手数料の額		手数料を徴収する事務	手数料の額	
	単位	金額		単位	金額
1～16 略			1～16 略		
17 法第 5 1 条ただし書（法第 8 7 条第 2 項若しくは第 3 項又は第 8 8 条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定に基づく都市計画区域内における特殊建築物等の敷地の位置の特例に係る許可の申請に対する審査	1 件につき	1 6 0, 0 0 0 円	17 法第 5 1 条ただし書（法第 8 7 条第 2 項若しくは第 3 項又は第 8 8 条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定に基づく都市計画区域内における特殊建築物等の敷地の位置の特例に係る許可の申請に対する審査	1 件につき	1 6 0, 0 0 0 円
			18 法第 5 2 条第 6 項第 3 号の規定に基づく建築物の容積率に係る特例の認定の申請に対する審査	1 件につき	2 7, 0 0 0 円
18～21 略			19～22 略		
22 法第 5 5 条第 2 項の規定に基づく建築物の高さの制限の特例に係る認定の申請に対する審査	1 件につき	2 7, 0 0 0 円	23 法第 5 5 条第 2 項の規定に基づく建築物の高さの制限の特例に係る認定の申請に対する審査	1 件につき	2 7, 0 0 0 円

23 法第55条第3項第1号又は第2号に規定する建築物の高さの制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査	1件につき	160,000円
24～54 略		

備考 略  
別表第6の3（第2条関係）  
建築物省エネ法関係

手数料を徴収する事務	手数料の額	
1・2 略		
3 法第29条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査	(1)～(4) 略	
	(5) 法第29条第3項各号に掲げる事項を記載しようとする建築物エネルギー消費性能向上計画にあつては、当該計画に係る建築物1棟ごとに第1号から第4号までに掲げる区分に応じ当該区分に定める額を合算した額	
4 法第31条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査	(1)～(4) 略	
	(5) 法第29条第3項各号に掲げる事項が記載された建築物エネルギー	ア・イ 略

24 法第55条第3項の規定に基づく建築物の高さに係る特例の許可の申請に対する審査	1件につき	160,000円
25 法第55条第4項第1号又は第2号に規定する建築物の高さの制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査	1件につき	160,000円
26～56 略		

備考 略  
別表第6の3（第2条関係）  
建築物省エネ法関係

手数料を徴収する事務	手数料の額	
1・2 略		
3 法第34条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査	(1)～(4) 略	
	(5) 法第34条第3項各号に掲げる事項を記載しようとする建築物エネルギー消費性能向上計画にあつては、当該計画に係る建築物1棟ごとに第1号から第4号までに掲げる区分に応じ当該区分に定める額を合算した額	
4 法第36条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査	(1)～(4) 略	
	(5) 法第34条第3項各号に掲げる事項が記載された建築物エネルギー	ア・イ 略

	<p>一消費性能向上計画  (以下この項において「複数建築物エネルギー消費性能向上計画」という。)を変更しようとする場合又は建築物エネルギー消費性能向上計画を複数建築物エネルギー消費性能向上計画に変更しようとする場合にあっては、ア及びイで定める額を合算した額</p>			<p>一消費性能向上計画  (以下この項において「複数建築物エネルギー消費性能向上計画」という。)を変更しようとする場合又は建築物エネルギー消費性能向上計画を複数建築物エネルギー消費性能向上計画に変更しようとする場合にあっては、ア及びイで定める額を合算した額</p>	
<p>5 <u>法第30条第2項</u> (法第31条第2項の規定において準用する場合を含む。)の規定に基づき建築物エネルギー消費性能向上計画が建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査(次項において「基準適合審査」という。)を受ける旨の申出(次項において「当該申出」という。)がなされた場合の審査</p>	略		<p>5 <u>法第35条第2項</u> (法第36条第2項の規定において準用する場合を含む。)の規定に基づき建築物エネルギー消費性能向上計画が建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査(次項において「基準適合審査」という。)を受ける旨の申出(次項において「当該申出」という。)がなされた場合の審査</p>	略	
6 略			6 略		

7 法第36条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能に係る認定の申請に対する審査	(1)・(2) 略
8 略	

備考

- 1 「誘導基準適合図書」とは、次に掲げる書類等をいう。
  - (1) 建築物エネルギー消費性能向上計画（認定を受けた当該計画を変更しようとする場合においては、変更後の建築物エネルギー消費性能向上計画）について技術審査機関（建築物エネルギー消費性能向上計画の認定を受けようとする建築物が、住宅のみの用途に供する場合にあっては登録住宅性能評価機関又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関とし、住宅以外の用途が混在する建築物の場合にあっては登録建築物エネルギー消費性能判定機関とする。以下同じ。）が作成した法第30条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類
  - (2) 略
- 2 「消費性能基準適合図書」とは、当該建築物の建築基準法第7条第5項、第7条の2第5項又は第18条第18項に規定する検査済証の写し及び次に掲げる図書等をいう。
  - (1) 略
  - (2) 法第30条第1項に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画認定通知書を交付された場合においては、当該認定通知書の写し
  - (3)・(4) 略

7 法第41条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能に係る認定の申請に対する審査	(1)・(2) 略
8 略	

備考

- 1 「誘導基準適合図書」とは、次に掲げる書類等をいう。
  - (1) 建築物エネルギー消費性能向上計画（認定を受けた当該計画を変更しようとする場合においては、変更後の建築物エネルギー消費性能向上計画）について技術審査機関（建築物エネルギー消費性能向上計画の認定を受けようとする建築物が、住宅のみの用途に供する場合にあっては登録住宅性能評価機関又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関とし、住宅以外の用途が混在する建築物の場合にあっては登録建築物エネルギー消費性能判定機関とする。以下同じ。）が作成した法第35条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類
  - (2) 略
- 2 「消費性能基準適合図書」とは、当該建築物の建築基準法第7条第5項、第7条の2第5項又は第18条第18項に規定する検査済証の写し及び次に掲げる図書等をいう。
  - (1) 略
  - (2) 法第35条第1項に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画認定通知書を交付された場合においては、当該認定通知書の写し
  - (3)・(4) 略

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

建築基準法等の一部改正に伴い、所要の規定の整備をするため、この条例案を提出する。